

令和6年那審第7号

裁 決

モーターボートA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年8月24日05時00分

沖縄県池間島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 9.1トン

登 録 長 10.39メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 422キロワット

3 事実の経過

Aは、平成27年8月に進水し、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機一体型GPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、回航の目的で、船首0.7メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年8月23日15時00分沖縄県糸満漁港内のマリーナを発し、同県平良港経由で沖縄県石垣港に向かった。

ところで、a受審人は、Aの燃料タンクの総容量が851リットルで、構造的な使用可能容量が765リットルであったものの、発航前、知人から得た情報から燃料タンクの総容量が960リットルと判断して航海計画を立て、燃料タンクを満杯としたうえ、持運び式ポリタンクに140リットルの予備燃料を入れて搭載した。

発航に先立ち、a受審人は、回航に必要な燃料が不足していたが、知人から燃料タンクの容量の情報を得ていたので、同容量を承知しているものと思い、船体取扱説明書を見て燃料タンクの使用可能容量を把握するなど、燃料タンクの容量の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、沖縄県宮古島に向けて西行し、同島北東方沖合で予備燃料を補給したのち、翌24日04時47分少し前池間島灯台から351度（真方位、以下同じ。）7.0海里の地点で、針路を182度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、池間島北方沖合を南下中、05時00分池間島灯台から346度4.6海里の地点において、Aは、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となった。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

その結果、来援した巡視艇にえい航されて沖縄県池間漁港に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、糸満漁港において、回航のために発航する際、燃料タンクの容量の確認が不十分で、夜間、池間島北方沖合を南下中、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となったことによって発生したものである。

a 受審人は、糸満漁港において、回航のために発航する場合、回航に必要な燃料が不足していたのだから、船体取扱説明書を見て燃料タンクの使用可能容量を把握するなど、燃料タンクの容量の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、知人から燃料タンクの容量の情報を得ていたため、同容量を承知しているものと思い、燃料タンクの容量の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、夜間、池間島北方沖合を南下中、燃料油が欠乏して機関が停止する事態を招き、航行不能とさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月29日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山本 哲也